

空き家対策に係る株式会社岩手銀行との提携について

当市と株式会社岩手銀行は、平成 28 年 3 月 8 日付で「地方創生の連携に関する協定」を締結していますが、今般、空き家対策及び移住・定住対策に係る取組において提携することとしました。

1 提携の目的

当市と岩手銀行が、それぞれ実施している空き家対策の取組について、今般の提携により、それらの取組の効果を高め、当市の空き家対策及び移住・定住対策をより推進することにより、地域活性化を図ろうとするものです。

2 提携の内容

「大船渡市空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)に係る取組(大船渡市空き家バンク及び大船渡市空き家バンク活用奨励金)と岩手銀行の「いわぎん空き家活用・解体ローン」(以下「空き家活用ローン」という。)との提携により、空き家バンクを利用して賃貸借契約を締結し、かつ、空き家活用奨励金の交付を受けた方が、空き家のリフォームを行うために空き家活用ローンを利用した場合に金利が優遇(0.5%引下げ)されるものです。

3 「いわぎん空き家活用・解体ローン」提携に関する覚書締結日(提携開始日)

平成 31 年 4 月 25 日(木)

4 空き家活用ローンの利用までの流れ

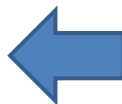
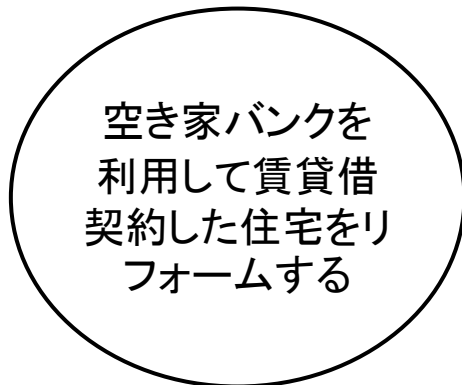
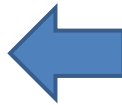
- (1) 空き家バンクを利用して、空き家の所有者と利用希望者が、空き家の賃貸借契約を締結する。
- (2) 空き家の所有者と利用希望者が、空き家バンク活用奨励金の交付を受ける。
- (3) 空き家バンク活用奨励金の交付を受けた方のうち、空き家活用ローンの利用を希望する方に対し、市は、空き家活用ローンの利用あっせん書を交付する。
- (4) 空き家活用ローンの利用を申込み。(利用あっせん書も提出)
- (5) 岩手銀行の審査を受け、審査通過後、優遇金利での空き家活用ローンの利用が可能となる。

担当：企画政策部企画調整課
電話：0192-27-3111(内線 229)

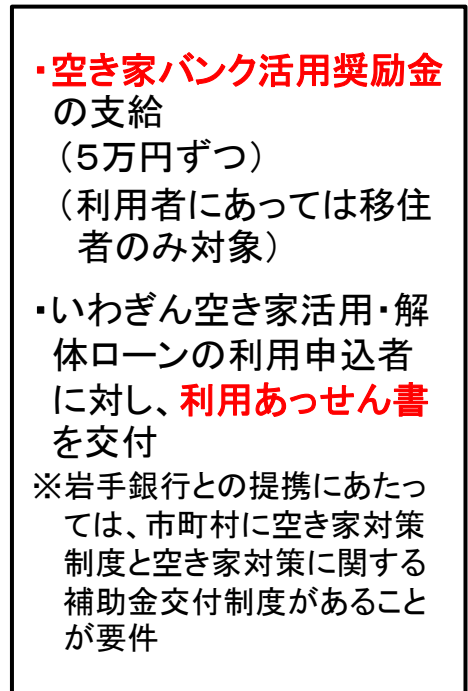
空き家対策に係る株式会社岩手銀行との 提携について(概要)



所有者・利用者



大船渡市



岩手銀行

